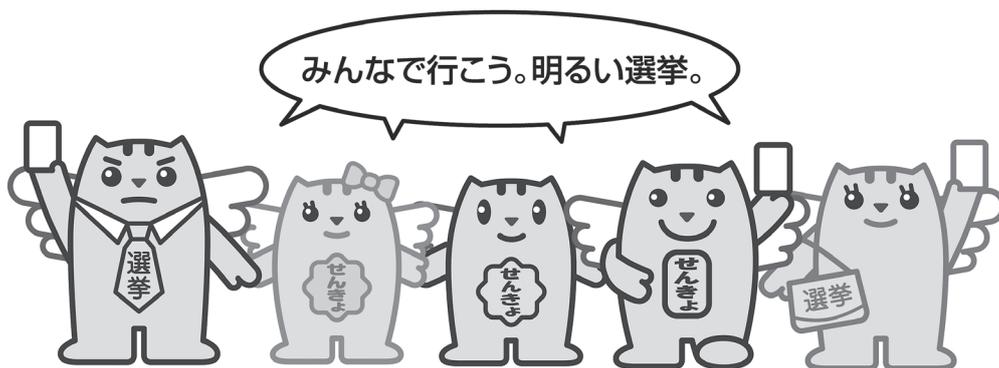


期日前投票のご利用について



近年、選挙の投票において「期日前投票」を利用する人が増えています。

令和3年10月31日に行われた「衆議院議員総選挙」においても、投票された人のうち青森県全体で35%を超える人が、三戸町でも30%を超える人が「期日前投票」を利用しています。

なぜ、「期日前投票」で投票する人が増えているのでしょうか？

◆「期日前投票」を利用する人が増えている理由

①投票できる期間が長く、ご都合に合わせて投票することができます！

期日前投票ができる期間は、実施される選挙によっても異なりますが、「告示の日の翌日から選挙当日の前日まで」投票することができます。国や県知事などの選挙では10日間以上、町の選挙では4日間実施されますので、期間中いつでも投票することができます。しかも、投票できる時間は朝8時30分から夜の8時まで、土・日曜日でも投票することができます。

お仕事帰りに、買い物や通院などお出かけの際に、デマンドタクシーやバスの待ち時間までの間など、ご都合に合わせて、期日前投票所で投票することができます。

②段差もなく、靴を脱ぐ必要もありません！

期日前投票所は「役場1階 税務課前ロビー」に設置していますので、段差もなく、靴を脱がなくても入場することができます。

③車イスでも安心して投票できる！

期日前投票所には、役場庁舎前の駐車場から、段差なく入場することができます。段差もなく、会場が広いため、車イスでの移動も円滑です。

役場の入口に常に車イスを準備しており、また、車イス専用の記載台も設置しておりますので、安心して投票することができます。

このように、「期日前投票」には、便利な点がたくさんあります。

「選挙当日に投票所へ行けない」「投票所までの移動が難しい」といった人は、ぜひ「期日前投票」を積極的にご利用して下さるようお願いいたします。

◎ここで1つ注意！

期日前投票所では、投票する際に「宣誓書 兼請求書」という書類を提出してもらう必要があります。（投票所入場券の裏側に印刷してあります。）これは、「公職選挙法施行令」の決まりで、氏名や生年月日、投票所に行けない理由などを選んで記入してもらうものです。「期日前投票」にお越しの際は、投票所入場券の裏側にあります「宣誓書 兼請求書」を記入の上、ご持参くださるようお願いいたします。

※投票所入場券が無くても、本人確認の上、投票することができます。

※期日前投票の期間は、広報チラシなどでお知らせしますので、ご確認ください。